

◆ 令和6年度 部長マニフェスト ◆ 健康福祉部長

部の概要				
所属課と人員 (R6.4.1現在)	福祉総務課(生活福祉担当含む)・しょうがいしゃ支援課・高齢者支援課(地域包括ケア推進担当含む)・保険年金課・健康まちづくり戦略室(保健センター担当含む)	195人		
部の運営方針				
<p>ソーシャルインクルージョンの理念を柱に、人を大切にして、互いに支えあえる地域づくりを推進し、市民が安心して地域で暮らし続けられる施策を展開します。</p> <p>地域共生社会の実現に向けて、市民が市役所に気軽に相談でき、生活の問題を一緒に考えて解決できる総合的な相談体制を構築していきます。</p> <p>また、しょうがいや高齢、生活困窮にかかる支援の充実を図りつつ、制度の隙間で困りごとを抱えた際にも、きちんと支援が届く仕組みづくりを進めていきます。</p>				
No.	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	地域包括ケアの基盤整備・推進	<p>令和5年度に策定した「地域包括ケア計画(第9期国立市介護保険事業計画及び第7次国立市高齢者保健福祉計画)」に基づいた取り組みを進めながら、高齢者が地域で安心して暮らし続けられる地域を目指します。</p> <p>「認知症対応型グループホーム」「小規模多機能型居宅介護事業所」について、市内に1か所の公募を実施します。</p> <p>令和6年度からの3年間で、高齢者施策について、社会情勢や政策の方向に合致する有効な事業のあり方を検討し、実施方法を見極めながら、改変・統合を図ります。</p>	<p>「小規模多機能型居宅介護事業所」の公募を実施しました(応募なく不成立)。今後、「認知症対応型グループホーム」の公募に向け準備を進めていきます。</p> <p>介護保険要支援者が要介護になっても安心してケアマネジメントを利用できるように居宅介護支援事業者へのインセンティブ加算を見直しました。</p> <p>市介護保険運営協議会に高齢者支援一般施策検討部会を置き、事業の妥当性・効率性を検証していただき、第10期地域包括ケア計画策定に向けた各種事業の課題点を明確化いたしました。</p> <p>引き続き、高齢者が安心して暮らし続けられる地域を目指して取組を進めてまいります。</p>	B
2	誰もがあたりまえに暮らすまちの実現にむけた取り組みの推進	<p>第3次国立市しょうがいしゃ計画の素案を作成し、パブリックコメント等を経て、計画を策定します。</p> <p>国立市手話言語条例に基づき、手話言語施策の推進方針を制定し、条例手話説明動画を作成・公表します。</p> <p>介護人材確保に向けて、しょうがい当事者の方と検討しながら、地域参加型介護サポートの表彰制度を創設し、当事者と介護人の出会いの場を試行的に実施します。</p>	<p>第3次国立市しょうがいしゃ計画について、当事者参画の「国立市しょうがいしゃ施策推進協議会」からの答申をいただき、計画を策定いたしました。</p> <p>国立市手話言語条例の説明動画を作成・公表をいたしました。今後、当事者の方々の意見を聞きながら、手話言語施策の推進方針を定めていきます。</p> <p>令和7年1月25日(土)に、当事者の方々と共に、介護人材不足解消促進事業イベントとして「地サポステーション@矢川プラス」を実施しました。</p>	B
3	生活保護業務における自立支援体制の充実・強化	<p>生活保護ケースワーカーの訪問活動を充実させ、訪問実施率を8割程度に引き上げます。</p> <p>対象となる方が一人でも多く就労(パートタイムや福祉的就労を含む)することができるよう、福祉事務所から関係機関に働きかけ、連携した支援を整えていきます。</p>	<p>生活保護ケースワーカーによる訪問活動について、組織全体で意識づけを行い、訪問実施率を約80%に引き上げました。</p> <p>就労準備支援事業者等と連携し、利用者の社会参加が広がるよう支援方針を整えました。</p>	A
4	地域福祉の推進	<p>国立市社会福祉協議会の権利擁護センターと連携して、(仮称)権利擁護支援推進計画の令和7年度策定に向けた準備を進めていきます。</p> <p>市の洪水ハザードマップ(国土交通省公表)内に住む避難行動要支援者の個別避難計画の作成に取り組みます。その上で、発災時の対象者の安否確認方法について、関係各課と検討していきます。</p>	<p>当事者や市民、専門職で構成する国立市権利擁護支援審議会を設置し、審議会を5回開催して、「国立市権利擁護支援推進計画」策定に向けた議論を進めました。</p> <p>市防災担当や国立市在宅療養推進連絡協議会災害感染症部会、介護保険ケアマネジャー等と協力し、市洪水ハザードマップ内在住の避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成に取り組みました。</p>	A
5	公的医療保険制度(国民健康保険・後期高齢者医療保険)の健全な運営	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療保険において、被保険者証が廃止される予定の令和6年12月2日以降も、市民が安心して医療を受診できるよう、資格確認書や資格情報のお知らせを確実に発行していきます。</p>	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療保険において、被保険者証の新規発行停止について円滑な以降ができました。引き続き、各種周知等を積極的に行い、市民が安心して医療を受けられるよう努めてまいります。</p>	A

【達成度】 A…100% B…80%以上100%未満 C…50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満